

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

7月29日(火)から申請を受け付けます

4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方への負担の緩和、また子育て世帯への消費の下支えを図る観点から、暫定的・臨時的な措置として、支給を行うこととなりました。

支給の対象となる可能性のある方には、7月下旬に申請書を発送する予定です。

【対象・支給額】下表の通り
【申請期間】7月29日(火)～12月26日(金)
申請方法など詳細は、次号の広報7月15日号、市ホームページでお知らせします。



公務員の方へ

子育て世帯臨時特例給付金の対象となる公務員の方には、勤務先から「子育て世帯臨時特例給付金申請書」と「公務員児童手当(特例給付) 受給状況証明書」が配布されます。申請期間まで大切に保管してください。

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の対象と支給額

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
支給対象者	26年1月1日現在、市に住民登録があり、26年度の市民税(均等割)が課税されていない方 ※課税対象者に扶養されている方、生活保護受給者などは対象外です。	26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者で、26年度(25年分)の所得が児童手当の所得制限額に満たない方 ※臨時福祉給付金の対象となる方、生活保護受給者などは対象外です。
支給額	支給対象者1人につき1万円(1回限り) ※支給対象者で次に該当する方は5,000円が加算されます。 ▼高齢・障害・遺族基礎年金などの受給者 ▼児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者	支給対象児童1人につき1万円(1回限り)

固定資産税の現況調査にご協力を

家屋の調査

27年度からの固定資産税・都市計画税の基となる評価額を算出するため、26年1月2日～27年1月1日の間に新築や増築をした家屋を対象に、家屋調査を行います。

土地の調査

土地の利用状況を調査するため、市職員が市内全域を自転車で巡回します。調査の実

夜間・休日納税相談窓口を開設します

夜間と休日に納税相談窓口を開設します。市民税・都市税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税などの市税の納め忘れはありませんか。仕事などで平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。

夜間・休日納税相談窓口

納税相談窓口 7月26日(土)・27日(日)のいずれも午前9時～午後4時
【会場】夜間・休日のいずれも納税課(市役所2階)
【その他】介護保険料、保育園保育料、学童保育料は、納付書を持参していただければ領収します

建物の全部または一部を取り壊した場合、または建物を増築した場合には、登記・未登記にかかわらず、ご連絡ください。

※相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。
【日時】夜間納税相談窓口 7月23日(水)・24日(木)のいずれも午後8時まで▼休日7730へ。

「子ども子育て支援新制度実施」に向けて市が条例で定める施設などの基準(案)についてご意見(パブリックコメント)を募集します

市では、27年4月から全国的に始まる予定の「子ども子育て支援新制度」の実施に向けて、次の3つの基準を条例で定める必要があります。

・家庭教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

障害者住宅手当

所得制限基準額などが変わります

市では、身体障害者、知的障害者などを対象に住宅手当を支給しています。

7月1日(火)から、支給対象・所得制限基準額が変更となります。該当する方は申請してください。

なお、6月30日以前に申請した方(現在受給中の方は、世帯最多収入者の前年の所得額が左表の所得制限基準額を

所得制限基準額表

扶養親族数	所得額
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円
4人	512万4,000円
5人	550万4,000円

※その他、所得から控除できるものもあります。
※扶養親族数6人以降は、1人増すごとに38万円を加算します。

市環境審議会委員(市民委員)を募集します

環境審議会は、市の環境保全などに関する施策を総合的・計画的に推進する上で必要な事項を調査・審議するた

7月1日(火)～8月31日(日)は 寄附禁止強化期間です

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。

25年度個人情報保護制度の運用状況情報公開制度の利用状況

市では、個人情報の取り扱いの基本的事項を定め、個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、東久留米市個人情報保護条例を定めています。

個人情報の開示請求の処理状況は、12件中、開示決定2件、一部開示決定4件、不存4件、取り下げ2件でした。

募集します。
【任期】8月25日(月)～28年8月24日(水)の2年間。
【応募資格】20歳以上の市民
【募集人数】5人以内
【応募方法】7月15日(火)までに(必着)、「環境審議会委員希望」と明記して、「いま関心がある環境問題(3つ)」と「応募の動機」を合わせて800字程度にまとめ(書式は自由)、住所・氏名・年齢・性別・電話番号・メールアドレス(お持ちの方のみ)を記入の上、次の方法で申し込んでください。

生涯学習センターの指定管理者を募集します

27年4月以降の生涯学習センターの指定管理者(法人・団体)を次の通り募集します。

【公募要項配布】土曜日曜日を除く7月1日(火)～17日(木)の午前9時～午後5時44分へ直接持参してください。



国民年金保険料免除などの申請について
国民年金保険料が納め忘れた状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」がありますので、住民登録